

特殊鋼産業成長分野進出促進助成金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）定款第3条及び第4条に規定する目的及び事業の実施にあたり、特殊鋼関連産業の高度化及び集積強化に資する成長分野への進出に必要な素材開発、製品開発、試作開発等を後押しするため交付する特殊鋼産業成長分野進出促進助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 助成金の交付に関しては、公益財団法人しまね産業振興財団助成金交付規程及びその他の法令の定めるによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
- (1) 特殊鋼 鉄に各種の元素を添加し、又は、成分を調整することにより様々な特性を持たせた合金鋼
- (2) 特殊鋼関連企業 県内に事業所を有し、特殊鋼に関わる素材製造、工具製造、機械加工（切削、研削）、熱処理、表面処理及び検査を主な事業とする企業
- (3) 成長分野 市場の拡大が見込まれ、これから成長性が認められる分野であり、別表1の事業欄に掲げる分野

(対象事業)

- 第3条 助成金は、特殊鋼関連企業との取引拡大や成長分野への進出に向けた新製品の開発又は試作若しくは新技術の開発を行うもので、次の各号のいずれかに掲げる事業を対象とする。
- (1) 県内取引拡大型：県内に事業所を有する企業が、特殊鋼関連企業との取引を伴って取り組む事業
- (2) 成長分野進出型：特殊鋼関連企業が成長分野に進出するために取り組む事業又は既に進出している成長分野において事業の拡大のために取り組む事業
- (3) 企業連携型：複数の特殊鋼関連企業又は特殊鋼関連企業と特殊鋼関連企業以外の企業等が相互の経営資源（設備、技術、人材等）を有効に組み合わせ、連携して成長分野に進出するために取り組む事業又は既に進出している成長分野において事業の拡大のために取り組む事業
- (4) 特認事業：特殊鋼関連企業又は複数の特殊鋼関連企業並びに特殊鋼関連企業と特殊鋼関連企業以外の企業等が、航空機又はエネルギー分野への進出に取り組むもの又は既に進出している事業の拡大のために取り組む市場性が相当程度高く、地域の雇用の創出につながる事業
- 2 ただし、以下に掲げるものは対象外とする。
- (1) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項のいずれかに該当する者
- (2) 以前採択された事業と同じ内容の事業
- (3) 販路開拓のみを内容とした事業

(4) 本助成期間内において、国、県及び他の団体が助成する事業
(交付の対象及び助成率)

第4条 代表理事副理事長は、前条第1項各号に定める事業（同条第2項に定める事業に該当する場合は除く。）を実施するものに対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成金交付の対象となる経費の費目、内容及び助成率等は、別表2の当該各欄に定めるところによる。

(助成期間)

第5条 助成期間は、原則として交付決定の日から1年以内とする。ただし、代表理事副理事長が必要と認めた場合は延長することができる。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号又は様式第2号）を提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 代表理事副理事長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、別に定める審査会の審査を経て適当と認めた事業（以下「助成事業」という。）について、助成金交付決定通知書（様式第3号又は様式第4号）により通知を行うものとする。

(決定内容の変更等)

第8条 助成事業者は、次の第1号または第2号のいずれかに該当する場合には速やかに助成事業変更承認申請書（様式第5号又は様式第6号）を、第3号に該当する場合には変更届出書（様式第7号又は様式第8号）を代表理事副理事長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業に要する経費の配分又は助成事業の内容を著しく変更するとき。
 - (2) 助成事業を中止又は廃止するとき。
 - (3) 社名変更や代表者を変更したときなど、助成事業の主たる内容を変更しない程度の軽微な事項を変更するとき。
- 2 代表理事副理事長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、審査を行い助成事業変更決定通知書（様式第9号又は様式第10号）により助成事業者に通知するものとする。

(助成事業の遂行状況報告)

第9条 助成事業者は、当該助成事業の遂行状況を適宜代表理事副理事長に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、当該助成事業完了後15日以内に助成事業実績報告書（様式第11号又は様式第12号）を代表理事副理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11条 代表理事副理事長は、前条の報告書の提出があった場合には必要な検査を行い、適正と認めたときは交付すべき助成金の額を確定し助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 助成事業者は、助成事業終了後、助成金請求書（様式第13号又は様式第14号）により代表理事副理事長に助成金を請求するものとする。ただし、必要に応じて当該助成金の概算払請求を行うことができるものとする。

(交付の決定の取消等)

第13条 代表理事副理事長は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該助成金の全部又は一部を取り消す場合がある。

- (1) 助成金の交付後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。
- (2) 助成事業者が、当該助成金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 助成事業者が、当該助成事業に関し、法令等に基づく処分若しくは命令に違反したとき。

2 前項第2号から第4号までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用がある。

(助成金の返還)

第14条 代表理事副理事長が、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、財団の定める期限に助成事業者は返還するものとする。

2 助成事業者は、交付される助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、財団の定める期限内に返還するものとする。

(加算金及び遅延金)

第15条 助成事業者は、前条第1項の規定により、助成金の返還を行う場合は、その返還を行う助成金の最後の受領の日から返還金支払の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を支払った場合におけるその後の期間については、支払済額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に返還するものとする。

2 助成事業者は、財団が指定する支払期限までに支払わなかったときは、期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未払い額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延金を財団に支払うものとする。

3 代表理事副理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるとときは、加算金又は遅延金の全部又は一部を徴収しないものとする。

(財産の管理等)

第16条 助成事業者は、助成事業が完了した後も当該助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもつて管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければな

らない。

- 2 助成事業者は、助成事業期間内に取得財産等があるときは第10条に定める助成事業実績報告書に取得財産等管理台帳（様式第15号又は様式第16号）を添付しなければならない。

（財産の処分の制限）

- 第17条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 前項の財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。
- 3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第17号又は様式第18号による財産処分承認申請書を代表理事副理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 助成事業者は、取得財産等を処分することにより収入があるときは、別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を納付せることがある。

（事業実施効果の報告等）

- 第18条 助成事業者は、助成事業の実施結果の企業化に努めるとともに、助成事業終了後5年間、代表理事副理事長が別に定める日までに企業化の状況を企業化状況報告書（様式第19号）により代表理事副理事長に報告すること。また、助成事業に関する調査等に協力をしなければならない。
- 2 助成事業者は、助成事業による新製品又は新技術の開発に係る研究が完了したときは、当該研究成果の発表について代表理事副理事長の指示に従うこと。

（収益納付）

- 第19条 助成事業者は、前条の規定により提出された報告書において、下記の（1）（2）（3）すべての要件を満たした場合は、（4）により算出された額を財團に納付すること。
- （1）本事業により直接的な収益が発生している場合
- （2）新製品・新技術の売上額（既存製品等の改良の場合は売上の増加額）が、年3千万円以上となった場合
- （3）当該年度の企業全体の決算において、営業利益及び経常利益が黒字の場合
- （4）各年度の納付額は、新製品・新技術の売上額の1%又は助成額の5分の1のいずれか低い額とし、累計の納付額は助成額を超えないものとする。

（書類の整理、保存）

- 第20条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を作成するとともに、その証拠となる書類を整備し、助成事業終了後5年間保存しておかなければならぬ。

（成果の帰属）

- 第21条 助成事業により得られた産業財産権等の研究成果は、企業等に帰属するものとする。ただし、共同研究を行った大学等又は公設試は共有者に加わることができるるものとする。

附則

この要綱は、平成24年6月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年7月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年9月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年9月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、助成金の交付の申請をするにあたって、また、助成事業の実施期間及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に

する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である

とき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別表1)

事 項	例 示
成長分野として政府決定文書等に記載されている分野	<p>「新成長戦略（平成22年6月閣議決定）」において新たに成長を主導する戦略分野として記載されたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ グリーン・イノベーション分野（再生可能エネルギー、原子力、蓄電池、次世代自動車、スマートグリッド、レアメタル・レアアース代替材料、次世代照明等） ■ ライフ・イノベーション分野（遠隔医療システム、高齢者用パーソナルモビリティ、医療・介護ロボット等） <p>「産業構造ビジョン2010（平成22年6月経済産業省）」の今後の成長戦略分野」に記載された産業分野にかかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ インフラ関連／システム輸出産業（水、石炭火力発電・石炭ガス化プラント、送配電、鉄道、リサイクル、宇宙産業、スマートグリッド・スマートコミュニティ、再生可能エネルギー、情報通信、都市開発・工業団地など） ■ 環境・エネルギー課題解決産業（スマートコミュニティ、次世代自動車など） ■ 医療・介護・健康産業（医療機器、介護・福祉ロボットなど） ■ 先端分野（ロボット、航空機、宇宙、高温超電導、ナノテク、機能性化学、バイオ医薬品、炭素繊維、高度IT、レアメタル）
新産業創出プロジェクト関連分野及び先端技術イノベーションプロジェクト関連分野	<p>島根県産業技術センターが中心となり取り組んでいる新技術、新材料、新製品その他の研究及び開発の成果を事業化するもの</p> <p>新産業創出プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 熱制御システム開発プロジェクト ■ 新エネルギー応用製品開発プロジェクト ■ プラズマ熱処理技術開発プロジェクト <p>先端技術イノベーションプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 鉄鋼材料加工（特殊鋼・素形材加工技術強化、溶射・気相製膜発展技術開発） ■ 材料加工（レアメタル代替技術開発） ■ 電子部品（次世代パワーエレクトロニクス技術開発） ■ 機械電子（熱・シミュレーション応用技術開発） ■ 印刷化学（有機フレキシブルエレクトロニクス技術開発）

(別表2)

費目	内容	助成率等(千円未満 切り捨て)
試作開発	原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
	構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 ※対象となる構築物は、プレハブ等の定着性を有しない簡易なものに限定
	機械装置費	機械装置の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
	工具器具費	工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
	外注加工費	外注加工に要する経費 ※外注先が機器・設備等を購入する費用は助成対象外
	技術導入費	外部からの技術指導や産業財産権の導入に要する経費
	直接人件費 (注1)	研究開発に直接関与する者の直接作業時間に対するものに限る。
	委託費	研究開発、市場調査の委託に要する経費 ※委託先が機器・設備等を購入する費用は助成対象外
販路開拓	マーケティング調査費	a) 展示会等事業費 会場(小間)の借上げ、装飾・運営への支払いに要する経費 b) マーケティング調査費 ユーザーニーズ調査等に要する経費 c) 広報費 パンフレット等の作成費
	専門家謝金	指導・助言等を受けるために招聘した専門家に謝礼として支払いに要する経費
	運搬費	運搬料、郵送料等の支払いに要する経費
	その他経費	その他理事長が特に必要と認める経費
注1 : (2)成長分野進出型、(3)企業連携型、(4)特認事業：助成対象経費総額の3割を超えない額とする。／(1)県内取引拡大型：対象としない。		
注2 : 「外注加工費」、「技術導入費」、「委託費」の総額は、助成対象経費総額の1／2を超えない額とする。		
注3 : 旅費については、目的に即した費目のみが対象。旅費とは、事業遂行のために必要な旅費として、事業者の職員または依頼した専門家等に支払われる経費をいう。		
※対象経費は交付決定日以降のものが対象となる。		